

厚生労働省発雇均 0304 第 1 号

令和 3 年 3 月 4 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

(別紙)

妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱

第一 母性健康管理指導事項連絡カードについて、措置が必要となる症状等に関する表現や記載方法等に係る改正を行うこと。

第二 適用期日等

- 一 この告示は、令和三年七月一日から適用すること。
- 二 この告示の適用に関し必要な経過措置を定めること。